

事務連絡  
令和7年1月16日

各都府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔公 印 省 略 〕

特殊車両通行制度における通行条件に関する周知等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省道路局より、特殊車両通行制度における通行条件について周知依頼がありました。

運送事業者等が大型車両を通行させる際、道路管理者は、当該大型車両が道路を通行することにより生じる道路構造や交通への影響に鑑み、道路法に基づき、誘導車を配置させたり、通行時間帯を限定するなど条件を付して、特殊車両通行許可等を行っています。（別添2参照）

このようなことから、運送事業者等が運搬の計画を立てる際には、法令を遵守し、大型車両を安全に通行させるために、上記の事情があることを、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

加えて、同じく道路局より情報提供がございました。（一財）道路新産業開発機構（HIDO）にて、特殊車両通行確認制度の更なる利便性向上と利用拡大を目的として、「特殊車両通行確認制度モニター」の募集が開始されます。概要につきましては別添3のとおりでございますが、モニターに選定された事業者は特殊車両通行確認制度を利用して、1台以上の車両登録を行い、複数回の経路確認を行って実際に走行していただいたうえで、アンケートまたはヒアリング調査にご協力いただきます。

ご協力いただいた後に、登録車両1台につきモニター協力金としてHIDOから7,000円が支払われます。 ※協力金の対象は1者につき最大10台

モニター数に上限がありますが、特殊車両通行確認制度が未利用であればどなたでも応募可能とのことです。併せて貴会会員企業の皆様へ周知いただけますと幸いです。ご応募される会員企業の皆様におかれましては、HIDOのHPの以下URLより募集要領をご確認いただきご応募ください。

(URL) <https://www.tks.hido.or.jp/>

【添付資料】

別添1\_国交省事務連絡

別添2\_特殊車両通行制度における通行条件

別添3\_通行確認制度モニターの募集

以 上

(担当) 事業部 本多  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡  
令和7年1月14日

一般社団法人  
全国建設業協会 御中

国土交通省  
道路局 道路交通管理課  
車両通行対策室 課長補佐

特殊車両通行制度における通行条件に関する周知について（お願い）

平素より道路交通管理行政にご理解いただき、誠にありがとうございます。

運送事業者等が大型車両を通行させる際、道路管理者は、当該大型車両が道路を通行することにより生じる道路構造や交通への影響に鑑み、道路法に基づき、誘導車を配置させたり、通行時間帯を限定するなど条件を付して、特殊車両通行許可等を行っています。

このようなことから、運送事業者等が運搬の計画を立てる際には、法令を遵守し、大型車両を安全に通行させるために、上記の事情があることを、改めて会員各位に周知いただけると幸いです。

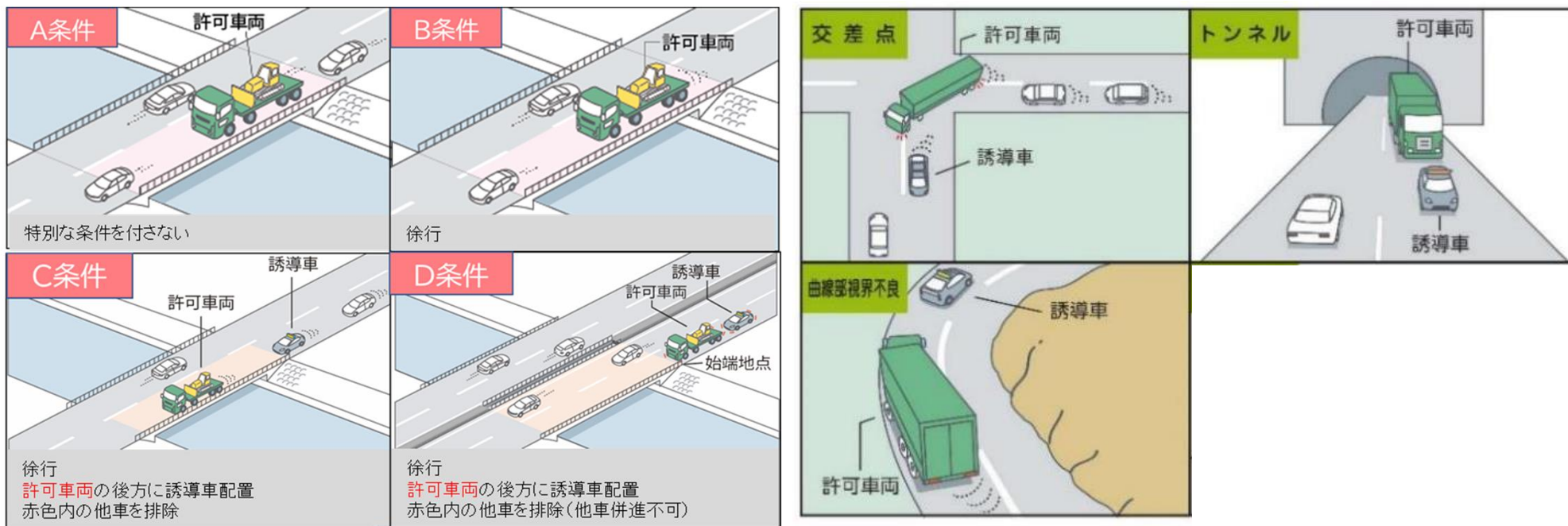
引き続き大型車両の道路通行の適正化に向けて、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

# 道路管理者が付す通行条件

道路構造や交通に支障を与えないよう、交通量の少ない時間帯、走行速度等必要な条件を付して、車両の通行を許可

通行条件	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行および当該車両の後方に誘導車を配置し、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行することを条件とする。	徐行および当該車両の前方に誘導車を配置し、その連絡または合図を受けて、対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行することを条件とする。 幅3mを越える車両は夜間通行(21時~6時)
D	徐行および当該車両の後方に誘導車を配置し、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行することを条件とする。 夜間通行(21時~6時)	

(注) 誘導車の配置や通行時間の夜間限定などの条件は、経路のうち必要となる区間に限定



運送事業者は、道路を通行するにあたり、道路構造との関係について道路管理者(国や都道府県など)の審査を経て、許可に付された条件を遵守して、運搬計画を立てる必要がありますので、運搬の依頼の際にはご理解をお願いします

# 通行確認制度モニターの募集

○指定登録確認機関である(一財)道路新産業開発機構(HIDO)が特殊車両通行確認制度のモニターを募集

○登録車両1台につきモニター協力金として7,000円の支払い

■応募資格: 確認制度未利用者

■応募期間: 令和7年1月10日～3月31日

■応募方法: HIDOのホームページ上に設ける応募フォームに必要事項を記入

※ HP : <https://www.tks.hido.or.jp/>

■募集モニター数: 20者程度

※先着順

※モニターに認定された者は、HIDOより通知

■モニター実施内容:

「車両登録」「経路確認」「実走行」  
「アンケート・ヒアリング等の協力」

※複数回の経路確認

■モニター協力金:

登録車両1台につき 7,000円

※協力金の対象は1者につき最大10台

※モニター調査等実施後にHIDOより支払い

## 特殊車両通行確認制度はここが違う!



## 特殊車両通行確認システムの手続き

### 車両登録

- ① 車両登録は新規登録・編集から始めます
- ② 車両情報(自動車登録番号、車両諸元など)を入力
- ③ ETC2.0車載器情報を入力(トレーラを除く)

車両登録手数料(1台あたり5,000円/5年間有効)の支払い  
※トレーラの登録は無料です  
※車両登録手数料が未払い状態でも、経路検索のお試しができます

### 経路確認

- ① 経路検索は新規作成・編集から始めます
- ② 登録車両から経路確認車両を選択、積載貨物情報の入力
- ③ 経路検索方法の選択(2地点双方向2経路検索/都道府県検索)
- ④ 起終点(経路検索方法により、経由地や走行都道府県)入力

### 通行可能経路を自動検索(※)

- ① 起終点と経由地を入力すると、通行可能経路を自動検索します
- ② 検索できない場合がありますが、起終点を変更して何度でも無料で再検索することができます

### 回答書発行

通行可能経路を確認して、オンラインで手数料をお支払い

2地点双方向2経路検索...確認1件あたり600円  
都道府県検索...確認1件あたり400円(1都道府県あたり)  
追加経路...追加1経路あたり100円/10km  
※手数料支払い前は、何度でも経路検索のお試しが出来ます。

「回答書」(1年間有効)の発行 (オンラインシステムからダウンロード)

確認した経路を走行開始